

令和元年第7回総会

山武市農業委員会会議録

令和元年7月5日 開会

令和元年7月5日 閉会



令和元年第7回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年7月5日（金）午後3時00分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
(3) 令和元年度第4次農用地利用集積計画の決定について
(4) 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
(5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
(6) 農業委員会選出役職員について
(7) 農業委員会による和解の仲介について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 ただいまから令和元年第7回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。
鈴木会長、よろしく願いいたします。

会長 皆さんにおかれましては、1時半からの研修、また引き続きまして総会ということで、大変長い時間にわたりましてご苦労さまでございます。

今、梅雨に入りまして、九州方面は水害がかなり発生しているようです。幸い、この山武市はほとんど影響はないわけですが、既にふさがねはもう幼穂もできていますし、穂肥もやられているというところで、これからこしひかりが幼穂形成に入るんじゃないかなと思います。そういう時期で、非常に天候もめまぐるしく変わっております。どうか体には十分留意されまして、農作業に励んでいただきたいと思います。

本日は、総会内容につきましては、また慎重審議をお願いいたしまして、今日は後ほどその他の案件も結構ありますので、またよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和元年度第4次農用地利用集積計画の決定について

- 日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第9 議案第6号 農業委員会選出役職員について
日程第10 議案第7号 農業委員会による和解の仲介について

令和元年7月5日 山武市農業委員会 会長 鈴木 俊 幸

事務局長

日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入ってくださいますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長

これより令和元年第7回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号9番小川委員、議席番号10番高野委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局長

総会資料の4ページをご覧ください。通知があった件数は2件でございます。

番号1は農地法第3条の賃貸借の中途解約、番号2は利用権の中途解約でございまして、それぞれ貸付人、借受人双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上でございます。

議長 事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の申請番号1について、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員 申請地区担当推進委員の堀越です。議案第1号1番について説明いたします。

本件は、売買によります所有権移転です。譲受人におきましては、本件地所の隣接地に居住、なおかつ耕作地も近くに保有しておりまして、便利性もあり、いわゆる経営規模拡大でございます。現況、83歳ではありますが、いまだ元気に露地野菜の生産、なおかつ販売、出荷をしております。譲渡人におきましては、女性でもありまして、高齢のため、経営規模縮小のため、お互い売買の契約を結んだと聞いております。譲受人は、取得した農地には露地野菜、根菜等を生産する予

定です。伺ったところによりますと、現時点で根菜、里芋、ショウガ等を計画していたんですが、時期的に無理なので、それまでに露地野菜を生産、なおかつ来年度に里芋等を生産したいという希望でございました。

地区といたしましては、本件、全く問題ございません。
説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号3番佐藤委員からの補足説明等を求めます。

佐藤委員 議席番号3番の佐藤です。
権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうかご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第1号、申請番号1について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。
議案第1号の申請番号2について、地区担当推進委員の遠藤委員からの説明を求めます。

遠藤推進委員 地区担当推進委員の遠藤でございます。議案第1号の2番について説明いたします。

本件は、売買による所有権移転でございます。譲受人に關しまして、譲渡人の土地が両側にございまして、譲受人の土

地の隣ということですが。譲渡人がもう年とってきちゃって畑のほうができないということで、隣ですのでぜひ買っていただきたい、それじゃあうちのほうで買いたしようということ、隣でございますので、何の問題もないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番林委員からの補足説明等を求めます。

林委員

議席番号4番、林です。

ただいま遠藤さんからお話があったとおりでございます、何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号3及び4については、譲渡人が同一人で同一地域の案件ですので、一括して地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員

申請地区担当推進委員の椎名です。

議案第1号第3番の議案について説明いたします。この譲受人と譲渡人におきましては、本家、新宅の関係で、もう長年耕作を行っているとのことで、この際、年齢も来たことですから、買い取ってほしいということで、今回の申請に至りました。

4番につきましては、やはり譲渡人が高齢のため、今回申請を一緒に行ったということです。また、譲受人に関しましては、今までいろいろと役員等で本業の農業ができなかったのですが、今回、その忙しいほうが決まりがつくということで、規模拡大を考え、売買により所有権移転を申請したとのことです。

地区に関しましては、何ら問題がないかと思しますので、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号6番齊藤委員からの補足説明等を求めます。

齊藤委員

議席番号6番の齊藤です。

番号3番について説明します。譲受人の年齢が93歳と、なかなか頑張っております。息子さん夫婦がやっているということです。

番号4番に関しては、農業を一生懸命やっているということで、何ら問題はないと思えます。

権利者につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、議案第1号、申請番号3について採決します。

本件について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号4について採決します。

本件について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号5について、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。第1号、第5番について説明いたします。

今回の申請は、譲渡人がある程度高齢になりまして、譲受人の農地のすぐ近くということで、今回の売買が成立いたしました。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員からの補足説明等を求めます。

井野委員 議席番号12番の井野です。

ただいま推進委員が申したとおりで、地域では何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願ひいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次の議案第1号、申請番号6及び7については、譲受人が同一人で同一地域の案件ですので、一括して地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

川島推進委員 申請地区担当推進委員の川島です。議案第1号の番号6及び7について説明します。

この申請は、売買による所有権移転になります。申請の理由は、譲受人においては経営規模拡大のため、また、譲渡人にとっては経営規模縮小をそれぞれ希望するものです。譲受人は、取得した農地で落花生を作付する予定です。また、譲受人のほうは、車でおおよそ30分程度時間がかかるんですが、農地の周辺に親戚の方がいらっしゃるみたいで、休憩等はそちらで済みますので何ら問題ないと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号7番三橋委員からの補足説明等を求めます。

三橋委員 議席番号7番、三橋でございます。

こちらは、売買による所有権移転でございますが、ただいま川島推進委員さんのご説明がありましたように、何ら問題はないものだと思います。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。ご審議

のほど、よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、議案第1号申請番号6及び7について、一括して採決します。

本件について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地区担当推進委員の佐瀬です。議案第2号の1について説明いたします。

これは、山武市で第1号になりました営農型の太陽光発電の設備でありまして、2回目の更新となります。この3年間もジャガイモ、里芋、落花生の作付を行っておりました。話を伺ったところ、収穫については80%どころか普通の栽培とほとんど差が出ないとのことでした。デメリットとしては、

パネルの雨垂れによって土が流されるということがあるので、畝のつくりは注意が必要ということでした。今後は、里芋に加えてラッキョウなどの栽培も予定しています。

また、周辺農地への影響も少ないようです。

説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の林委員からの報告を求めます。

林委員 議席番号4番、林でございます。
見てまいりましたが、非常に作物もしっかりつくって、ほんとうに周りには何の影響もない状況でございました。一時的な利用であることから、許可申請については、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまますので、どうかよろしくお願ひいたします。
以上です。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数です。本件については、許可相当として意見を付することに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和元年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、所有権移転個人明細の番号1から9、利用権設定等個人別明細の番号1から8について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用配分計画個人別明細、番号1について採決します。

本件について、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

議案第5号、番号1について、地区担当推進委員の加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員 地区担当推進委員、松尾町の加藤でございます。番号1については、水稻経営を主としてやっております、何ら問題ないと思います。

議長 次に、議案第5号、番号2について、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。第5号、第2番について説明いたします。本人及び祖父と2人でネギ、水稻の栽培をし

ております。土日、あるいは農繁期には父親も手伝っております。将来的には父親と祖父と3人で経営を拡大しながら農業を、露地野菜、水稻をやっていくとのこととです。

以上です。

議長 次に、議案第5号、番号3について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。3番について説明いたします。ご夫婦での新規申請になります。現在、常時雇用2名と計4人で、主に、ニンジン、葉物類を有機栽培で栽培しております。借入地の先も、現在、山武、富里、芝山と大変離れているので、今後は少しずつ集約をしていきたいということでございます。また、今年からは葉物類の加工を手がけておりまして、付加価値をつけて販売していきたいということで頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 次に、議案第5号、番号4について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。4番につきまして、ご説明いたします。4番ですが、今まで勤めをしながら農業を行っておりましたが、勤めのほうをやめまして、去年から農業へ本腰を入れるということで、ここに来て畑を借りたりして、経営規模を増やしているところで、これからちょっと頑張ろうかなということで、認定をしていただきたいということで申請がありました。よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員等からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第5号、番号1から4について採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付す

ことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業委員会選出役職員についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局長

総会資料の50ページをご覧いただきたいと存じます。

農政総合推進協議会委員の任期の満了に伴いまして、市長から委員を推薦していただきたいという旨の依頼がございました。本日は農業委員会を代表する委員の候補者として、5名の選出をお願いするものでございます。

なお、既に、増田委員と三橋委員、そして、鈴木委員につきましては、農業委員会以外の代表といたしまして、内定しているという連絡を受けておりますので、その3名は除くということになります。

参考としてですけれども、この農政総合推進協議会は、市長からの諮問を受けまして、農業施策の案件の審議を行いまして、その結果を市長に答申するということになっているものでございますが、主に年2回の農振除外の申請時に会議が開催されているという状況でございます。

もう一つ加えまして、この協議会の構成メンバーですが、議会の代表として4名、農業委員会の代表が5名、そして、農業共済組合、農業協同組合の土地改良区の代表各1名、そして、農業者の代表4名、学識経験者4名、計20名で構成されているという状況でございます。

説明は以上でございます。

議長

事務局からの説明が終わりました。

本件について、どのように選出したらよろしいか、ご意見を伺います。

今関（孝）委員 会長指名でいかがでしょうか。

議長 ただいま会長から指名してはどうかとの声がありました。
私から指名することとしてよろしいか、お諮りします。

（異議なし）

議長 異議なしとの声がありましたので、ご異議ないものと認め
私から指名させていただきます。

まず、雲地委員、井野委員、川島委員のほかに、従前より、
会長と職務代理が委員になっていたようですので、私と齊藤
職務代理を加えまして、この5名を指名しますので、よろし
くお願いいたします。

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、農業委員会による和解の仲介につ
いてを議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第7号について、説明する。
（別紙議案のとおり）

議長 事務局からの説明が終わりました。
ご意見、ご質問等ございますか。
川島委員。

川島（芳）委員 議席番号5番、川島です。この案件ですけれども、農業委
員会での和解仲介ということで、やるべきかどうかというこ
とで、個人的な意見でいいますと、実は2年前に同じような
案件が出ました。私中心で仲介に入りました。3名でやりま
したけれども、なかなかうまくいきませんでした。というこ
とで、途中で打ち切りということで、解決できなかったとい
う例がございます。そういうことから踏まえまして、そのほ
かにもやる方法が3つくらいあるんですよ。

1つは、法務局にお願いして、法務局に行くと、筆界特定

制度というんですけれども、そういう制度に乗せてもらうとか、それから裁判所の農事調停、要するに、裁判所が調停委員会に乗せると。それでできなければ訴訟を起こすしかないんですよ、結論は。そういう方法でやってもらったほうがいいのかなと自分は感じます。ということで、本件については、農業委員会の和解の仲介はなじまないということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

雲地委員 いいですか。

議長 雲地委員。

雲地委員 この件に関しては、私が申立人のところに呼ばれて行って話を聞いてきました。ここに、一番最後、53ページに書面でいろいろ書いてありますけれども、川島さんがおっしゃったように、境の問題というのは、感情的なものも入っているし、これは大変だなというのわかります。ですけれども、申立人のほうから農業委員会にぜひということで、1つの段階として、そういうものを踏んでいただければということで強く要請がありまして、申し立て書を書いて提出して、委員会のほうにかけてみますということになったんですけれども、今、前の件でなかなか、それは絶対こっちが出ているからこっち引っ込めとかいうわけには絶対いかないと思います。

ですが、そういうさっき言った、法務省のほうに行けば一発で決まるというケースもいろいろあるみたいなんですけれども、私も農業委員をやらせてもらって、まだ何期もございませんが、そういうものが難しいというのが話を聞いている中ではわかりますけれども、可能であれば1回、農業委員、3名でしたっけ。とりあえずは、申立人も農業委員を頼りにしているみたいだし、夜も眠れないというような感じですので、1つの段階として、話を聞いていただければなと。

実際、聞いてきたのに感じるころはそうなんです。皆さんがどうしてもと言えば、それはそれで、またお話に上がり

ますけれども、そのところは今、私の言ったところも1つ検討の余地に入れてもらって、それで決めていただければいいと思います。よろしくお願いします。

議長

ただいま兩名の話がございました。今、聞いてみますと、やはり非常に難しい境界の問題です。これをここで問題を解決するというのは、なかなか難しいと私自身も思っております。そのほかでまた意見等はございますか。

遠藤委員。

遠藤推進委員

私が農業委員を始めたころに、山武でやっぱり仲介ということが出たんですが、なかなかそういう仲介の手続というのは、結構どっちかがかなり厳しい、難しいことを言うんですよ。だから、なかなか決まらないんですけど、でも、そのほかにも何回か農業委員会に仲介が出ましたよね。その都度、決まりはしませんでしたけれども、一応、3人立てて、それでその中でやってきた経過がありますので、今回も決まる、決まらないじゃなくて、そういう要請があれば、やっぱり立てて、一応はしかるべきことをやるのが筋じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長

佐瀬委員、ありますか。

佐瀬推進委員

私も今の遠藤さんと同じ意見なんですけれども、確かに難しいのはわかりますし、大変困難だと思うんですけども、今まで、やっぱり農業委員会を農家の方が困って頼りにされたのに、それを断るとか、受け付けないということはあり得ないと思うんですよ、法的に見て。法律で言えば、絶対受けざるを得ないんですから、受け付けた以上はやるしかないんですよ。と思うので、ぜひ困難でもまずやってもらいたいと思います。

それと、相手方が町の建設課長さんだったということで、それで道路拡幅について買収されたということなので、市のいろんな資料を持ち出せば、買収した経過があるので、その辺はもう少し何か、単なる境の問題だけじゃなくて、そういう根拠がきつと、被申立人のほうにもあると思うので、そ

の辺を一度やってもらえれば、ある程度、少し納得できる道が開けるんじゃないかなと思うので、ひとつよろしく願いします。

議長

そのほかで何かご意見ありますか。よろしいですか。

それでは、今のご意見と総括しますと、農業委員会で話を聞いてもらいたいということでございますので、3名をここで決めたいと思いますが、いかがでしょうか。当然ながら、当地区の雲地さんは絶対的なメンバーだと思いますけれども、あとは。

藤田委員

川島さんがいいと思います。農家の人にも親切に対応できる。両方兼ねてるのは川島さんしかいません。お願いします。

議長

皆さんの意見が一致したようですので、川島委員にもお願いしたいと思います。

事務局長

仲介をする場合に、委員の中から3名の仲介委員を会長が指名するということになっています。

議長

あと1名、齊藤職務代理にお願いしたいと思います。

意見もないようですので、私が決定しました。皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

この3名で十分お話を聞いてきていただきたいと思います。よろしく願いします。

事務局長

よろしいでしょうか。山武市になってから、私が局長になってから1回、もう既にやりました。そのときは川島さんが委員になってくれて、委員の主任もやってくれたんですよ。

いろいろ双方のお話を聞いて、和解の仲介案を双方にお話ししまして、大体、片方はいいって言うんですよ。だけど、もう片方はどうしても納得しないというパターンで、前回受けたやつも単なる境界の問題だけじゃなくて、作業がやりづらいから、境界に設置したロープとかをとってくれという話

だったんですね。今回の場合だと、単なる境界の問題なので、なじまないんじゃないかというお話も出たと思います。

ただ、それはこの総会でやるということが決定すれば、今後、うちのほうからいろいろな段取りをします。まず、3人決まりましたので、3人の中で主任委員を決めていただきたいと思います。3人、後で集まっていただきまして、その中心となる人を決めていただくということになりますので、それを後でご報告願いたいと思います。

議長 その3名の中で代表を決めるということですが、どうでしょうか。

齊藤（茂）委員 すいません、よろしいでしょうか。川島委員にぜひ。私も委員の1人でありましてけれども、有識者ということで、よろしく願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 よろしいですか。それでは、川島委員をお願いするということで、よろしく願います。

◎その他

議長 以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。その他の件について、皆様から何かご質問等ございますか。

◎閉 会

議長 ないようでしたら、以上で、本日の総会を閉会といたします。

事務局長から、またその他がありますけれども、次回の総会は、8月5日月曜日、本庁舎3階大会議室を予定しておりますので、ご参集をよろしく願います。

以上で閉会とします。